

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2000-103959(P2000-103959A)

【公開日】平成12年4月11日(2000.4.11)

【出願番号】特願平10-277269

【国際特許分類第7版】

C 08 L 75/04

C 08 G 18/64

D 06 N 3/14

【F I】

C 08 L 75/04

C 08 G 18/64

D 06 N 3/14 101

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月24日(2004.9.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

高分子ポリオール(a)の数平均分子量は500~5,000の範囲内であるのが好ましく、600~3,000の範囲内であるのがより好ましい。なお、本明細書でいう高分子ポリオールの数平均分子量は、いずれもJIS K-1557に準拠して測定した水酸基価に基づいて算出した数平均分子量である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明に用いられる鎖伸長剤(b)としては特に制限はなく、通常のポリウレタンの製造に従来から使用されている鎖伸長剤のいずれを使用してもよく、イソシアネート基と反応し得る活性水素原子を分子中に2個以上有する分子量400以下の低分子化合物を用いるのが好ましい。例えば、エチレングリコール、プロピレングリコール、1,4-ブタンジオール、1,6-ヘキサンジオール、1,4-ビス(-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン、1,4-シクロヘキサンジオール、ビス(-ヒドロキシエチル)テレフタレート、キシリレングリコールなどのジオール類；ヒドラジン、エチレンジアミン、プロピレンジアミン、イソホロンジアミン、ピペラジンおよびその誘導体、フェニレンジアミン、トリレンジアミン、キシリレンジアミン、アジピン酸ジヒドラジド、イソフタル酸ジヒドラジドなどのジアミン類；アミノエチルアルコール、アミノプロピルアルコールなどのアミノアルコール類などが挙げられる。これらの低分子化合物は単独で使用してもよいし、2種以上を併用してもよい。